

報道関係者 各位

令和5年1月31日（火）

【照会先】

鳥取労働局総務部総務課

課長 博田 勝彦

課長補佐 清水 仁志

（電話）0857 - 29 - 1700

## 非違行為者に対する懲戒処分について

鳥取労働局（局長 山本 浩司）は、米子労働基準監督署職員（当時）について、以下の非違行為を理由に、当該職員に対し、国家公務員法に基づく懲戒処分を行いました。

### 1 概要

被処分者は、令和4年6月5日（日）、米子市内のスーパーにおいて、他人が購入後に置き忘れた食料品を置き引きした。

なお、その後、同年9月1日（木）に窃盗罪で米子区検察庁に書類送検され、同年9月15日（木）に不起訴処分となった。

### 2 処分年月日

令和5年1月31日

### 3 被処分者の所属及び処分量定

所 属：米子労働基準監督署（非違行為当時。現在鳥取労働局総務部）

処分量定：停職1月

### 4 再発防止策

職員の公務員倫理・法令遵守の徹底を図るため、10月19日（水）に局部課室長、署・所長を集め服務・倫理研修を実施した。

今後も局部課室長、署・所長出席の会議、担当者会議等において、労働局長より注意喚起と公務員倫理、法令遵守の徹底を継続的に指示し、徹底を図る。